

宇部市日中一時支援事業所の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市日中一時支援事業実施要綱（以下「実施要綱という。」）に係る事業所の指定の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の申請及び指定の決定)

第2条 日中一時支援事業を行おうとする事業者は、市長の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、宇部市日中一時支援（新規・更新）事業所指定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 登記簿謄本又は条例等

(2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

(3) 事業所管理者及びサービス管理責任者の経歴書

(4) 事業所の平面図

(5) 運営規程

(6) 利用者またはその家族からの苦情解決措置の概要を示すもの

(7) 資産（財産）の目録

(8) その他市長が必要であると認めた書類

3 市長は、前項の申請があったときは、別に定める宇部市日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準等に照らし必要な調査を行い、その内容を審査したうえで指定の可否を決定し、宇部市日中一時支援事業所指定（却下）決定通知書（別記様式第2号）により申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。

(2) 申請者が法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第22条各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が第4条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項第5号の2から第13号までのいずれかに該当する者であるとき。

(5) 申請者が申請前5年以内に当該事業に関し、不正又は不当な行為をした者であるとき。

5 指定期間は原則6年間とし、更新する場合の手續き等については、前3項の規定を準用する。

(変更の届出等)

第3条 指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、第2条第2項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、10日以内に宇部市日中一時支援事業変更申請書（別記様式第3号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止、休止、又は再開するときは、その廃止又は休止の1月前までに、再開したときはその再開の日から10日以内に、宇部市日中一時支援事業所（廃止・休止・再開）届出書（別記様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第4条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

（1）不正な手段により指定を受けたとき

（2）事業に関する報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき

（3）出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

（4）請求に関し不正があったとき

（5）その他、市長が特に必要と認めたとき

（代理受領）

第5条 指定事業者は、このサービスを利用した者（以下「利用者」という。）から地域生活支援給付費の受領を委任された場合には、市長に対し、地域生活支援給付費の支払いを求めることができる。

（請求及び支払い）

第6条 指定事業者は、前条の規定により委任を受けた場合は、地域生活支援事業を提供した月の翌月10日までに、地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）給付費請求書（別記様式第5号）により、市長に対し地域生活支援事業給付費の請求を行うものとする。この場合において次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援）給付費明細書（別記様式第6号）

（2）地域生活支援事業（日中一時支援）実績記録票（別記様式第7号）

2 市長は、前項の請求があったときは、実施要綱別表1及び別表2に基づき審査のうえ、請求を受けた日から30日以内に、地域生活支援事業給付費を指定事業者へ支払うものとする。

3 指定事業者は、地域生活支援事業給付費の支払いを受けたときは、代理受領により支払いを受けた旨の通知を利用者に書面で速やかに行わなければならない。

4 前項の規定に基づき、地域生活支援事業給付費の支払があったときは、当該利用者に対し、地域生活支援事業給付費の支給があったものとみなす。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。